



技術コンサルティング約款のポイント



技術コンサルティングの活用をご検討いただき、誠にありがとうございます。当該制度をご活用いただくに当たり、約款のポイントをご案内いたします。

■契約の形式

- ・ 契約手続きに時間を取らずにスピーディにサービスを提供できるよう“約款”による契約となります。
- ・ なお**約款内容の変更を受け付けておりません**ので、ご了承をお願いいたします。
- ※ 約款内容の変更が必要な場合は、共同研究など他の連携制度にて、依頼を承ります。

■秘密情報の取り扱い（約款第2条第4項、第11条）

- ・ 委託者が開示した秘密情報について、技術コンサルティングに携わる者を除いて、書面による相手方の承諾なしに第三者へ開示しません。

■知的財産の取り扱い（約款第12条）

- ・ 技術コンサルティングは**知的財産が発生しないことを条件**としています。
- ・ そのため契約期間途中で知的財産の発生が見込まれる場合は、速やかに共同研究契約などの適切な契約を、別途締結させていただきます。

■技術コンサルティングの費用（約款第9条）

以下（１）、（２）の合計額として算出します

（１）直接経費

- ① 技術コンサルティング料（時間単価×従事予定時間）
- ② 必要経費（旅費、消耗品費等）

（２）間接経費（直接経費の30%）

- ※ 時間単価は20,000～50,000円の範囲で業務クラスに応じて設定し、従事予定時間には産総研内での作業や準備等に係る時間も含みます。なお上記の算出法以外にも、協議により費用を設定する場合がございます。

■支払時期（約款第4条4項）

- ・ 予めコンサルティング費用を納付いただく「**前払い方式**」を採用しております。

■免責（約款第13条）

- ・ 提供した技術コンサルティングの内容についての製造物責任、保証責任等に関する免責条項を設けております。